

「クラブ問題」に対する所論討論を打ち切り、議決未決の日本労働組合連合会に譲り、はと上程する旨を報告す。

△之に對して、クラブ反対派は、前記に賛成を求め、議場混乱し、午後十時過ぎに議場を休憩を命ずる。

休 憩 (三十分)

甲 寅 (午前十一時過ぎ)

△議長、別室に之を議す。是れに就き、協議せざるも、尚ほ解決を見る為め、書面交渉するを要し、休憩一着ると定む。

休 憩

甲 寅 (午後一時過ぎ)

加 藤 勤

△協定する旨報告す。
○ 労働クラブ問題の討論はゆえに止し、議場の整理を以て、討論を打ち切り、上程す。このクラブ問題に両派の各二名の討論者を出し、討論を打ち切り

直ちに採決する事!

○ 決定が是等の時は、本議定案に依つて可なりと決する事。

○ 龍崎の案(一)野次や怒罵を放つ事を禁じ、(以上)

○ 日本労働組合連合会に譲り、(議決未決五号)

△日本労働組合連合会に譲り、(議決未決五号)

加 藤 勤

(要旨) 私は如何なる立場から労働クラブを排除せしむる

べきかはなからぬが、全国労働組合は、労働クラブからの脱退

し、労働クラブの理由に就いて、強引を減すべし。

○ 労働クラブの性質そのものに就いて見ても、又提議